令和5年度第24回庁議提案 審議・報告・その他

提出目:令和6年3月26日

担当部・課:総務部管財課[内線4084]

① 件 名

地方自治法施行令等の改正に伴う工事等の請負契約における前金払の割合の変更について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正により、東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市区町村において施行する公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定が削除される。

【目的】

前金払の割合を規定している関係例規を改正し、適正な契約事務の推進を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)

石巻市建設工事等執行規則(平成17年石巻市規則第200号)

石巻市建設工事等施行規則の規定による工事請負契約書及び変更契約書の様式

(平成17年石巻市告示第176号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無 又は 〔個別計画との整合性〕】

4 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和6年 1月 地方自治法施行令等の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則等の一部 を改正する省令の公布及び施行について(総務省自治行政局長通知)

⑤ 主な内容

石巻市建設工事等執行規則の規定及び石巻市建設工事等執行規則の規定による工事請負契約書及び変更契約書の様式の規定に定められた前金払をすることのできる割合について、次のとおり改正する。

工事請負契約 請負金額の4割5分 を 請負金額の4割 に改正

工事に係る業務請負契約 請負金額の3割5分 を 請負金額の3割 に改正

改正日は令和6年4月1日とし、同日前に締結された契約に係る前金払をすることのできる割合は、従前のとおりとする。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

適正な契約事務の推進が図られる。

【市財政への負担】

特になし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県: 令和6年4月1日で前金払をすることのできる割合を変更

(8) 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年3月 関係する例規の一部改正(施行予定年月日:令和6年4月1日) 令和6年4月1日 変更後の前金払の割合の適用開始

9 その他